

教育本部運営規程

制定 2000年9月 2日

改廃 2002年6月15日

(目的)

第1条 寄付行為第4条の目的達成と運営規則第12条の業務分掌の定めにより本規程を定める。

(教育本部の業務分掌)

第2条 教育本部は、つぎの各号に掲げる業務を分掌する。

- (1) S A Jの定めるところによる、基礎スキー指導者の育成、及び強化に関すること。
- (2) 基礎スキー、及び傷害防止に係る調査研究に関すること。
- (3) 競技本部の要請による協力体制の確立に関すること。
- (4) 級別テストの審査、公認に関すること。
- (5) スキーの安全対策に関すること。
- (6) 社会体育指導員に関すること。
- (7) 指導員の育成、指導に関すること。
- (8) S A Jの定めるところによる、基礎スキーの指導、講習、検定に関すること。
- (9) 基礎スキー、及び傷害防止に関すること。
- (10) 全日本スキー技術選手権への選手及び役員派遣選考の原案資料作成に関すること。
- (11) 分掌業務に関する収支予算、決算の原案作成に関すること。
- (12) スノーボード資格検定に関すること。
- (13) その他理事会の諮問に応じた原案作成に関すること。

(組織)

第3条 前条の業務分掌により、目的達成のために次の組織を置くことができる。

- (1) 企画運営委員会
- (2) 指導言委員会
- (3) 検定委員会
- (4) 安全対策委員会
- (5) 強化委員会
- (6) その他理事会が必要と認めた委員会。

(委員会の役割)

第4条 各委員会の役割は次に掲げるとおりとする。

(1) 企画運営委員会

- 本部の組織、運営、課題、将来像等についての企画、提言に関する事。
- 各委員会の連絡調整に関する事。
- 指導委員会、検定委員会、安全対策委員会、スノーボードとの調整に関する事。
- 本部としての理事会提言事項の作成。
- その他の委員会に属さない事項の処理に関する事。

(2) 指導委員会

- 指導員研修会、公認検定員クリニックに関する事。
- 指導員養成に関する事。
- 基礎スキー技術の強化に関する事。
- S A J 教育本部行事に関する事。
- その他企画運営委員会からの諮問事項に関する事。

(3) 検定委員会

- S A K スキー技術選手権大会の企画、運営、表彰等に関する事。
- 理事会へ提案する S A J スキー技術選手権への派遣選手候補者の基礎データ作成に関する事。
- 準指導員検定会の企画、運営、合格発表、手続き等に関する事。
- B、C 級公認検定委員検定会の企画、運営、合格発表、手続き等に関する事。
- スポーツ指導員移行に関する事。
- その他企画運営委員会からの諮問事項に関する事。

(4) 安全対策委員会

- ウィンタースポーツの安全対策に関する事。
- スキーパトロールの養成に関する事。

(5) 強化委員会

- 県下のスキー技術向上に関する事。
- スキー技術強化合宿に関する企画、運営等に関する事。
- S A J スキー技術選手権に関する情報収集等に関する事。

(担当理事及び委員等)

第5条 教育本部には、前条の各担当理事を置く。

2. 各委員会の責任者は理事があたる。
3. 委員会の委員の選任は理事会で決定し、会長が委嘱する。
4. 前2項の各委員会には、委員の互選により委員長・副委員長を置く。
5. 委員の任期は、理事の任期に準ずるものとする。

(会議)

第6条 教育本部の会議は必要に応じて本部長が召集し、議長となる。

2. 各委員会の招集は委員長が行い、委員長が議長となる。

(内規等)

第7条 教育本部の任務を遂行するために必要な事項は、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。